

東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画



平成 27 年 3 月

東広島市

(表紙の写真)

西条中央ポンプ所 (西条)
志和堀地区農業集落排水処理施設 (志和)
ひがしひろしま聖苑 (八本松)
賀茂環境センター (黒瀬)
西条駅前第1自転車駐車場・西条駅前駐車場 (西条)
八本松中央幼稚園 (八本松)
志和中学校 (志和)
入野小学校 (河内)
安芸津学校給食センター (安芸津)
中央図書館 (西条)
旧木原家住宅 (高屋)
豊栄屋内球技場 (豊栄)
黒瀬中央公園 (黒瀬)
竹仁保育所 (福富)
小田診療所 (河内)
湯盛住宅 (安芸津)
道の駅湖畔の里福富 (福富)
東広島消防署東分署 (河内)
第七方面隊 豊栄第二分団(旧第八)格納庫 (豊栄)
高屋出張所 (高屋)
すみよし公園 (高屋)
志和生涯学習センター (志和)
黒瀬児童館 (黒瀬)
安芸津文化福祉センター (安芸津)

目 次

序章 はじめに

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 基本計画の策定に当たって | 1 |
| 2 | 基本計画の性格 | 1 |
| 3 | 計画の位置付け | 3 |
| 4 | 対象とする公共施設の範囲 | 3 |
| 5 | 普通財産の取扱い | 4 |

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 公共施設の状況 | 5 |
| 2 | インフラの将来の更新費用の推計 | 6 |
| 3 | 総人口や年代別人口についての今後の見通し | 7 |
| 4 | 公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込み やこれらの経費に充当可能な財源の見込み等 | 8 |

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 計画期間 | 10 |
| 2 | 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 | 11 |
| 3 | 現状及び課題に関する基本認識 | 12 |
| 4 | 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 13 |
| 5 | 計画のフォローアップの実施方針 | 18 |

第3章 施設グループごとの適正配置及び管理運営に関する基本的な方針

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 上水道施設等 | 21 |
| 2 | 下水道施設等 | 24 |
| 3 | 斎場等 | 29 |
| 4 | 処理場 | 32 |
| 5 | 駐車場 | 35 |
| 6 | 幼稚園 | 38 |
| 7 | 小学校 | 41 |
| 8 | 中学校 | 49 |
| 9 | 給食施設 | 54 |

| | | |
|----|--------|-----|
| 10 | 図書館 | 57 |
| 11 | 文化施設 | 60 |
| 12 | スポーツ施設 | 65 |
| 13 | 都市公園 | 70 |
| 14 | 保育所 | 77 |
| 15 | 医療施設 | 81 |
| 16 | 住宅 | 84 |
| 17 | 産業施設 | 94 |
| 18 | 消防署 | 99 |
| 19 | 格納庫 | 102 |
| 20 | 基地 | 107 |
| 21 | 庁舎 | 110 |
| 22 | 公園 | 114 |
| 23 | 研修施設 | 118 |
| 24 | 集会施設 | 125 |
| 25 | 児童施設 | 136 |
| 26 | 福祉施設 | 140 |

序章 はじめに

1 基本計画の策定に当たって

全国各地で公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、本市においても、昭和 50 年代後半からバブル経済期にかけて多くの公共施設を建築しており、大規模改修や建替えに関する問題が表面化しています。

特に、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえると、今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、一度に大量の公共施設の改修や建替えを行うことが難しいこと、我が国全体で少子高齢化が進む中において、本市の人口は引き続き徐々に増加しているものの、中心部から離れた地域では減少傾向にあることや、将来的には人口減少に伴い公共施設全体での利用需要の減少が想定されることから、長期的な展望に基づいた上で公共施設の利用需要を把握し、財政負担の平準化を進めるとともに、施設の更新及び統廃合、長寿命化等の推進により適正な配置を目指していく必要があります。

そのため、平成 22 年度に、本市が所有する全ての公共施設（建築物）の現況を把握するための調査を行い、平成 25 年度に、本市の公共施設の適正配置に関する現状と課題（以下「現状と課題」とします。）の分析及び基本方針（以下「基本方針」とします。）を策定しました。

この基本計画は、これらの内容を踏まえ、本市における公共施設（建築物）全般に関する指針となるよう策定するものです。

2 基本計画の性格

この基本計画では、基本方針を踏まえ、市が所有する全ての建築物を 26 の施設グループに分類し、それぞれについて、今後の公共施設の適正配置を進めていくための基本的な方向性を示します。

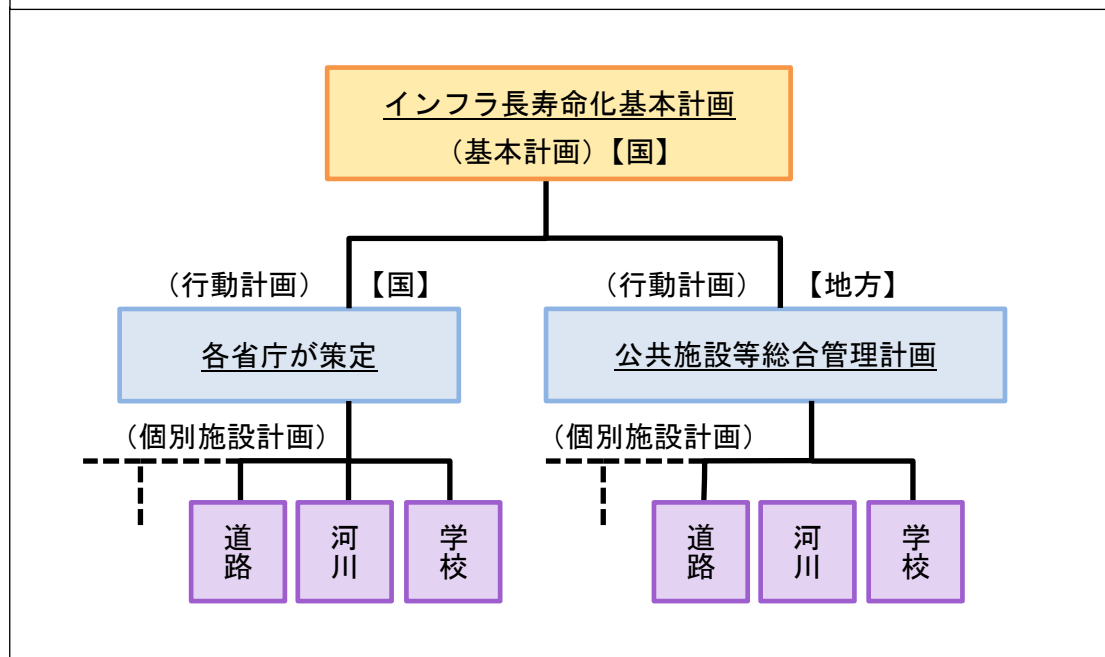
なお、これまで本市では、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ¹関係の公共施設は個別に老朽化対策に取り組んできたため、公共施設の適正配置計画の検討においては建築物のみを対象としてきましたが、平成 26 年 4 月 22 日、国から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」として、全ての公共施設を対象とする総合管理計画を策定するよう要請があったことを受け、これらのインフラに係る長寿命化等の方針が整った段階で調整を行い、適切な時期に計画の改訂を行うことで、建築物だけでなく、全ての公共施設を対象とする総合管理計画への移行を目指すものとしします。

¹ インフラ・・・インフラストラクチャー(infra-structure)の略。公共施設のうち道路、上下水道、電力、通信設備など生活や産業の基盤となる施設の総称。

(参考：国からの要請)

公共施設等総合管理計画の策定要請（平成 26 年 4 月 22 日総務大臣通知）

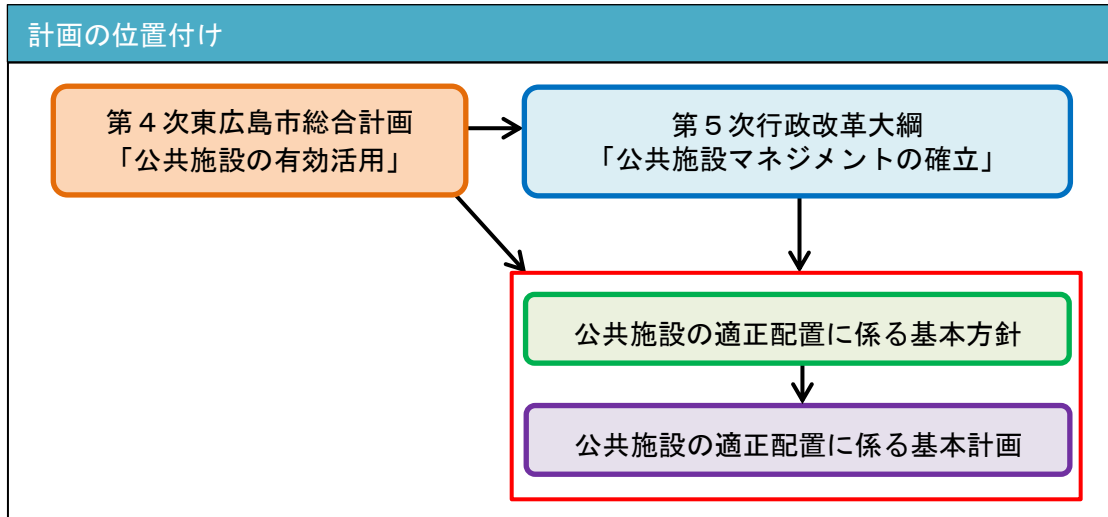
地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定める計画を平成 28 年度までに策定するよう要請されています。



資料 総務省ホームページ

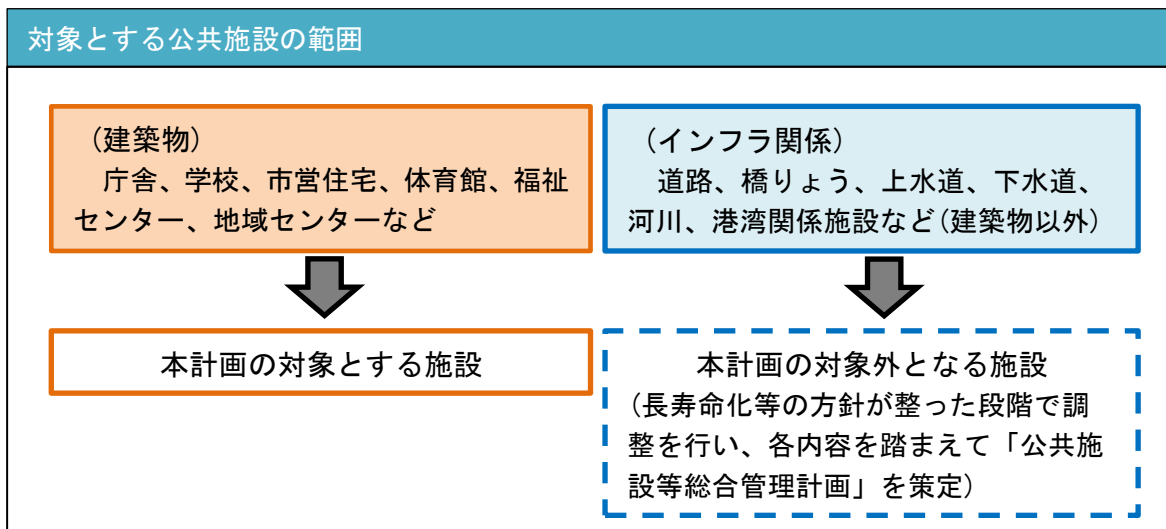
3 計画の位置付け

この公共施設の適正配置に係る基本計画は、第4次東広島市総合計画の施策の方向に掲げる「公共施設の有効活用」の推進及び平成25年3月に策定した「第5次東広島市行政改革大綱」の重点項目に掲げる「公共施設マネジメントの確立」の実現を図るために策定するものです。



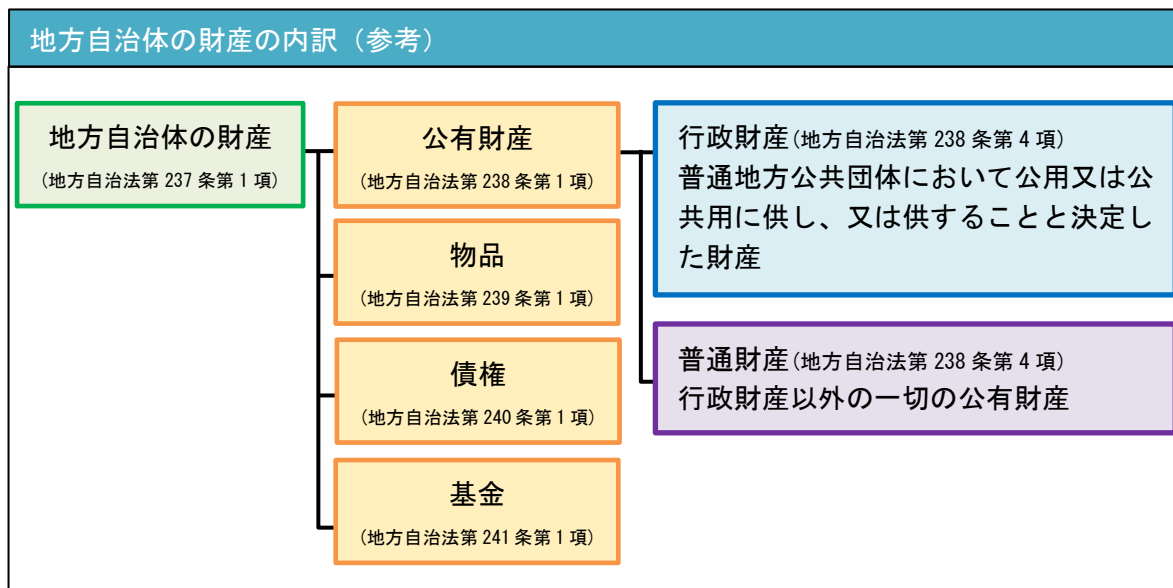
4 対象とする公共施設の範囲

「公共施設」には様々な施設がありますが、この基本計画では、「行政財産として位置づけられている建築物」を対象とします。



5 普通財産の取扱い

公共施設は、公有財産の中で、直接に公の目的に供することとした「行政財産」と、それ以外の「普通財産」に分類されます（地方自治法第 238 条第 3 項及び第 4 項）が、本市において普通財産は、行政目的が無く原則として売却又は処分が可能な資産として位置づけられていることから、保有を継続する際にも必要最低限の範囲に限って機能の維持を図ることとします。



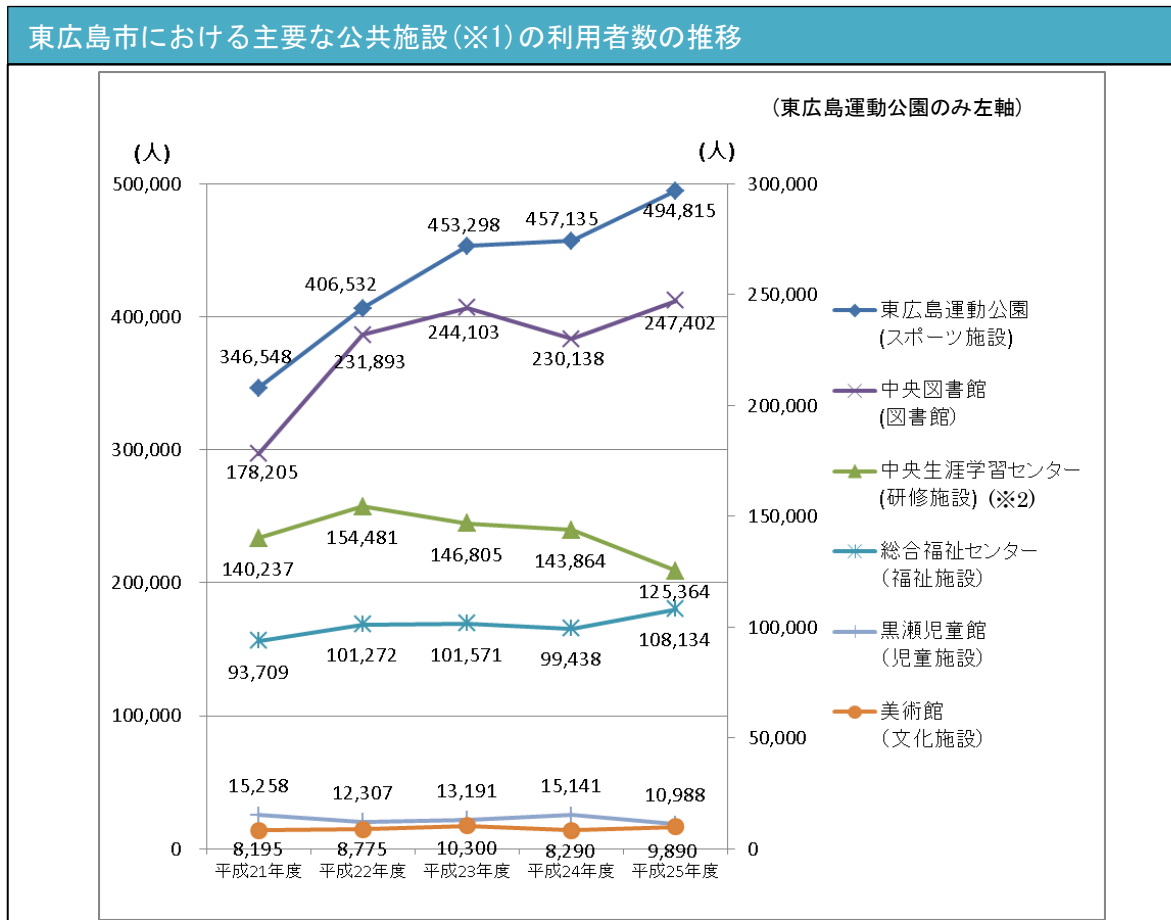
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設の状況

平成25年度に取りまとめた現状と課題で示したように、本市の公共施設は、昭和50年代後半からバブル経済期にかけて建設のピークが生じており、現在、多くの施設において老朽化が進みつつあるとともに、今後、一斉に建替えや大規模改修の必要な時期を迎えることが懸念されています。

老朽化した施設は、構造、設備、劣化した部材等が新しい施設に劣るだけでなく、設計当時の基準によっては耐震性能が十分でない場合もあり、災害時における避難所等、高度な安全性を求められる公共施設でありながら、十分な機能を果たせない可能性があります。

公共施設の利用状況に目を向けると、主要な公共施設の利用者数は全体として増加傾向にありますが、将来的に人口は減少局面へと移行していくことが想定されるため、長期的な見通しを踏まえて公共施設の適正配置を検討していく必要があります。



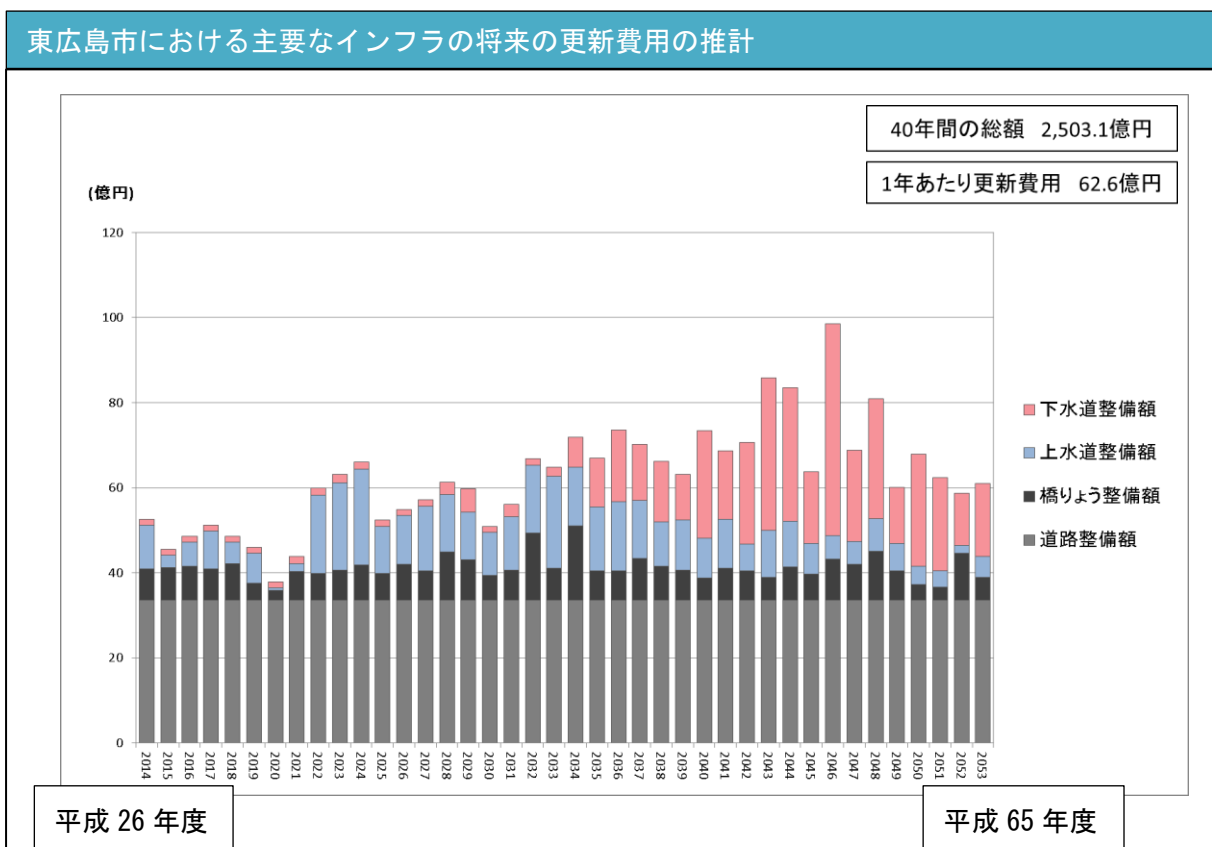
資料 管財課
 ※1 26に分類した施設グループの中から、基幹的な施設であり一般利用者数の把握が可能な施設を抽出した。
 ※2 中央生涯学習センターは、庁舎建設事業の完了(H25)による行政利用の減少の影響が考えられる。

2 インフラの将来の更新費用の推計

現状と課題の分析において、将来の公共施設の更新に係る費用を試算する際に用いた(一財)地域総合整備財団が提供するソフトウェア(公共施設等更新費用試算ソフト)を用いて本市のインフラに係る将来の更新費用を推計したところ、道路、橋りょう、上水道(管)、下水道(管)の主要なインフラに係る将来の更新費用の推計は、平成 26 年度から平成 65 年度までの 40 年間の総額で約 2,503 億円、1 年当たりの更新費用は約 63 億円という結果になりました。

本市のインフラの更新に関連する特徴は、平成 30 年代の半ばから水道管の老朽化が、平成 40 年代の半ばから下水管の老朽化が加わることにより、財政面で大きな負担となることが推測されることです。

なお、この推計結果は、水道管の耐用年数を概ね 40 年、下水管の耐用年数を概ね 50 年と設定していることによるものですが、本市の都市基盤が、賀茂学園都市建設及び広島中央テクノポリス建設計画の推進等に伴い、昭和 50 年代半ば頃から集中して整備されてきたこととも整合しています。



資料 管財課

※更新費用の推計方法(道路、橋りょう、下水道についてはソフトウェアの初期設定)

道路の更新は舗装のみ、耐用年数を 15 年として、市道の総面積に更新単価(4,700 円/m²)を乗じて推計し、各年度は 40 年の按分とした。橋りょうは耐用年数を 60 年として、橋りょうの種別ごとの面積に更新単価(413 千円～500 千円/m²)を乗じて推計した。

上水道は耐用年数を 40 年として、管種別、管径別の延長に更新単価(100 千円～923 千円/m)を乗じて推計したが、配水管のみ本市の「給水管の布設に伴う配水管の整備に関する事務取扱規程(平成 20 年度)」の更新単価(17 千円～117 千円)を乗じて推計した。

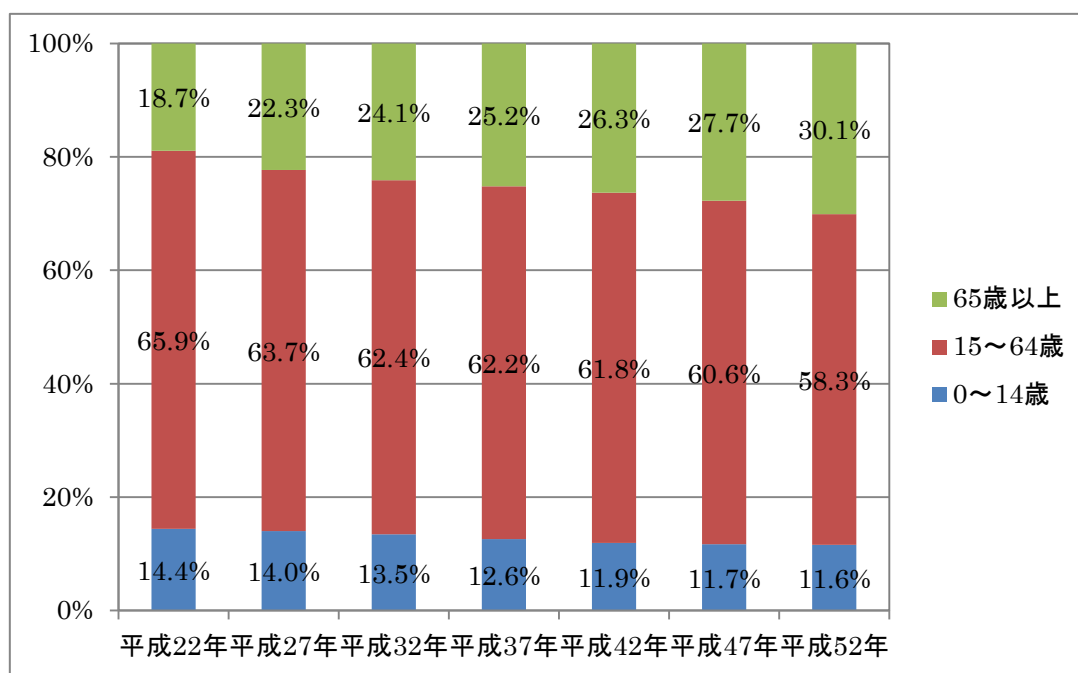
下水道は耐用年数を 50 年として、管種別、管径別の延長に更新単価(61 千円～2,347 千円/m)を乗じて推計した。

3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口は、国勢調査の結果によると、市制施行以来一貫して増加してきましたが、近年、その伸びは徐々に緩やかになりつつあります。当面、増加基調で推移していくと考えられますが、我が国全体の人口減少が進む中で、本市の人口も将来的には減少に向かうと考えられ、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、本市における平成 52 年の人口は、平成 22 年の人口 (190, 135 人) と比較した場合、約 2 % 減少 (186, 490 人) すると予測されています。

また、少子高齢化の進行に伴い、これまでも本市の人口における 65 歳以上の高齢者の割合は増加傾向にありましたが、今後はその傾向がより強くなっていくと考えられます。同じ人口推計によると、平成 22 年に 18.7% であった高齢者の人口割合は、平成 52 年には 30.1% になると予測されています。これは、概ね 5 人に 1 人である高齢者の割合が、30 年後には 3 人に 1 人に近い割合にまで達するというを示しています。

東広島市における年齢 3 区分別人口割合の将来推計



※年齢不詳のものが存在するため、平成 22 年の計(国勢調査の実数)は 100% とならない。

資料 国立社会保障・人口問題研究所

4 公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

本市における公共施設(建築物)の建替え及び大規模修繕に係る更新費用の推計は、40年間の平均で年間当たり約52億円と試算されており、代表的なインフラの更新費用の推計、年間約63億円を合わせた金額は約115億円となり、企業会計である上水道の約10億円分を除くと、普通会計分は約105億円となります。

この普通会計分の試算結果は、平成24年度までの本市における普通建設事業費の過去5年間の平均である約117億円の約9割に達することから、このままでは限られた範囲の公共施設を維持し更新することしかできず、道路、河川、下水道等を含め、新たな施設の整備を行うことは難しくなるということを示しています。

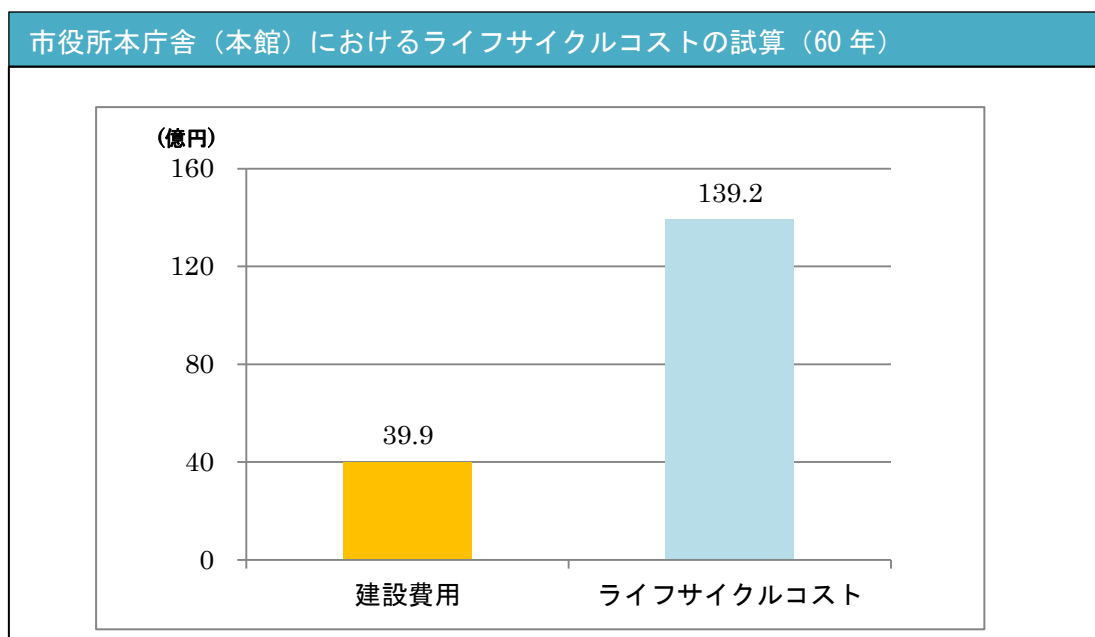
また、本市においては、健全な財政運営の実現のため、中長期的な財政見通しのもとに今後取り組むべき事業の選択と集中を図っているところですが、普通交付税の合併算定替の特例期間の満了に伴う縮減や、市税収入が減少傾向にあることを踏まえ、公共施設の更新に充当可能な財源は厳しくなっていくと考えられます。

さらに、財政的な面から公共施設の中長期的な経費を検討する際には、単に建替えのための建設費用(イニシャルコスト)を想定するだけでなく、建設後に係る費用(ランニングコスト)を含めた全体的な費用(ライフサイクルコスト)も考慮に入れる必要があります。

建築物の場合、建物本体、電気、機械等の設備を維持していくための維持更新に係る費用、光熱水費等の運営費用、法定点検や清掃に係る保全費用、管理に必要な人件費を含む一般管理費用等がランニングコストに当たります。

例えば、平成24年12月に建設された市役所本庁舎(本館)は、建設費用が約40億円でしたが、これからの運営及び管理などに係る費用と、建築物としての機能を維持していくために必要な維持更新に係る費用は、年間約2.3億円、耐用年数と考えられる60年間の合計で約139億円と試算できます。

一般的に、建築物の建設費に建設後の費用を加えたライフサイクルコストは建設費の3～4倍かかるとされており、新たな施設の整備を行う際や、既存施設の建替え及び大規模修繕を行う場合については、その施設によってもたらされる効果がこうした全体の費用に見合うものであるか、様々な観点から十分に検討したうえで判断していくべきであると考えられます。



資料 管財課

ライフサイクルコスト（LCC）の内訳

（単位：円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|-------------|----------------|---------------------|
| 建物本体 | 1,681,677,000 | 10年ごとに小修繕、30年で大規模修繕 |
| 設備関連 | 2,513,910,000 | 30年で2回更新 |
| 施設運営費 | 9,721,254,360 | 平成25年度の運営費×60年 |
| 本庁舎（本館）のLCC | 13,916,841,360 | |

※建物本体は施工会社の作成した資料に基づく。設備関連は庁舎建設費用より推計した。資料 管財課

平成25年度の施設運営費の内訳

（単位：円）

| 分類 | 金額 | 備考 |
|-------|-------------|-------------------|
| 修繕更新費 | 5,885,820 | 上記以外の修繕に係る費用 |
| 運用費 | 97,527,959 | 光熱水費など、庁舎の運用に係る費用 |
| 保全費 | 40,261,735 | 法定点検や清掃等に係る費用 |
| 一般管理費 | 18,345,392 | 管理に係る人件費を含むその他の費用 |
| 合計 | 162,020,906 | |

※庁舎管理事業から本庁舎（本館）関係分を抽出して分類した。

資料 管財課

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ～未来につながる持続可能な公共施設をめざして～

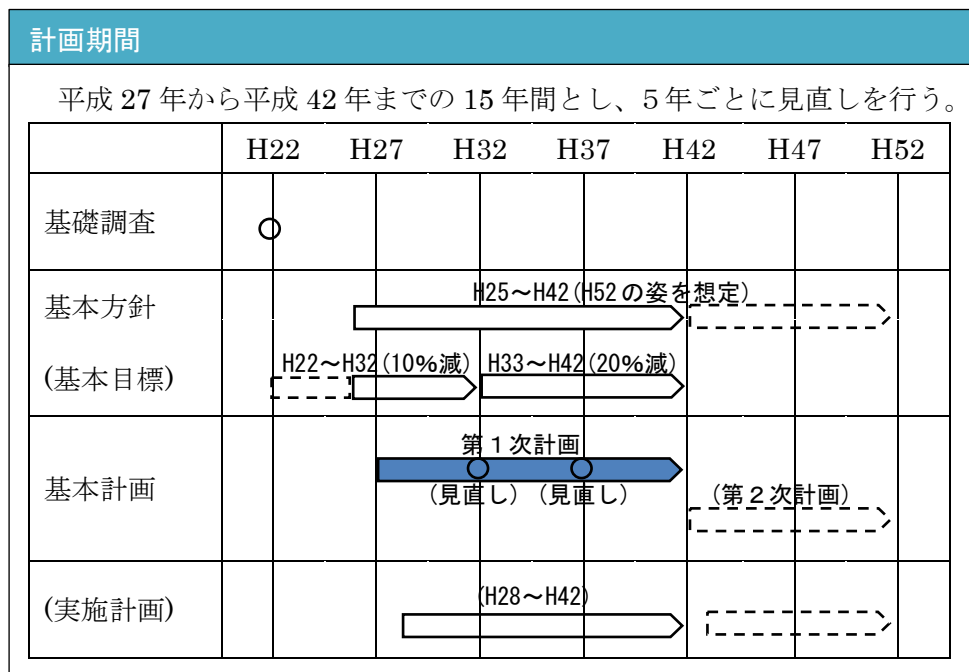
公共施設は、行政サービスの提供を通じて様々な場面で私たちの生活の豊かさや便利さを支えています。現状と課題で示した様々な問題を考慮すると、全ての施設を維持していくことは困難な状況にあることから、長期的な視点をもって公共施設の全体の状況を把握し、更新、統廃合、長寿命化を図るなど、将来のまちづくりに資するよう、総合的かつ計画的に管理していく必要があります。

本章では、そのための取組みに係る基本的な方針を示します。

1 計画期間

公共施設の適正配置は、長期的な視点に基づき検討を進めていく必要があることから、基本方針では基礎調査を実施した平成22年から平成52年までを対象期間として目標を定めていますが、これからの本市を取り巻く社会経済情勢は今後も大きく変化していくことが想定されることから、様々な状況の変化に対応するため、見直しの時期をあらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。

そのため、本計画は基本方針に掲げる基本目標の達成を目指すための計画となるよう、平成27年から平成42年までの15年間の計画期間として位置づけ、計画期間中は5年ごとに内容の見直しを行うこととします。

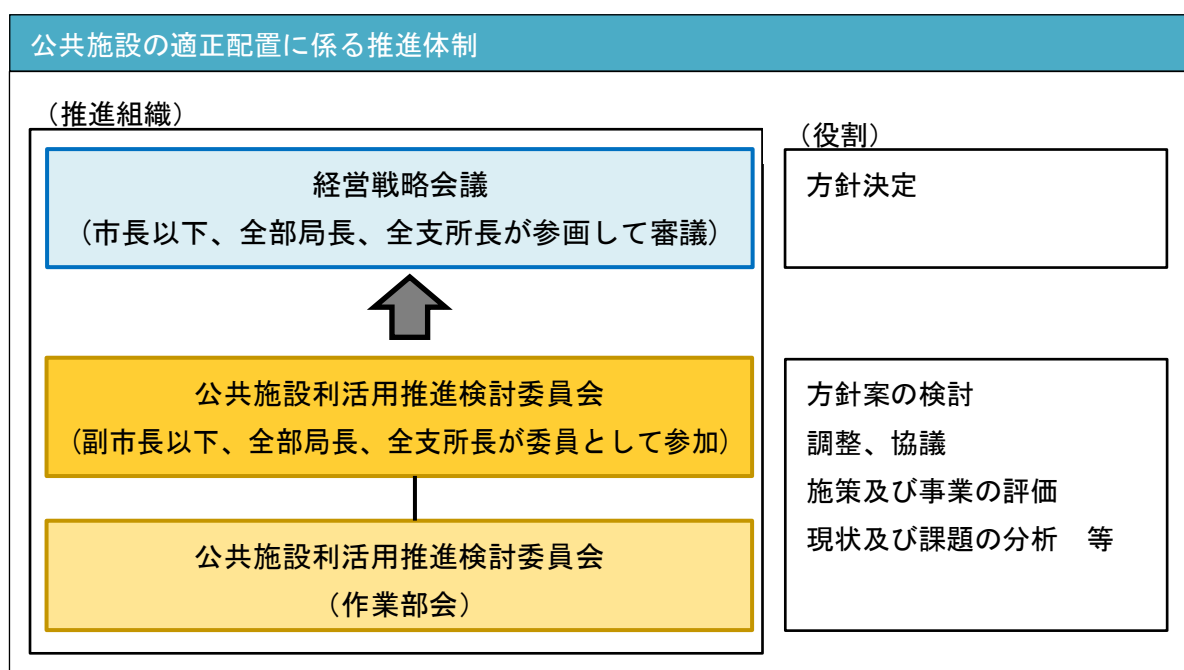


2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

これまで、公共施設の管理はそれぞれの施設を所管する所属が行い、大規模な修繕等の履歴に関する情報を連携して活用することは行われてきませんでした。

本計画は、平成22年に設置した全部局が参加する公共施設利活用推進検討委員会で協議を行い、政策事項を協議する経営戦略会議での審議を経て策定したのですが、計画策定後の実施段階においても、より一層の情報の共有を図りつつ各施設間の調整を行っていく必要があることから、こうした全庁的な推進体制の下で引き続き公共施設の適正配置及びインフラを含めた長寿命化の推進に取り組みます。

また、基本方針の中で示しているように、本市においては、公共施設の適正配置に係る取組みを、施設全体が経営にとって最適な状態となることを目指すファシリティマネジメント²の観点から推進することとしており、これを可能とするために、固定資産台帳等との連携を含め、公共施設に係る維持管理、修繕、更新等の情報を一元的に管理及び集約するデータベースの構築や、専門組織の設置を含めた取組体制の充実を図ります。



² ファシリティマネジメント・・・企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。土地、建物、構造物、設備等の全てを経営にとって最適の状態にすること。

3 現状及び課題に関する基本認識

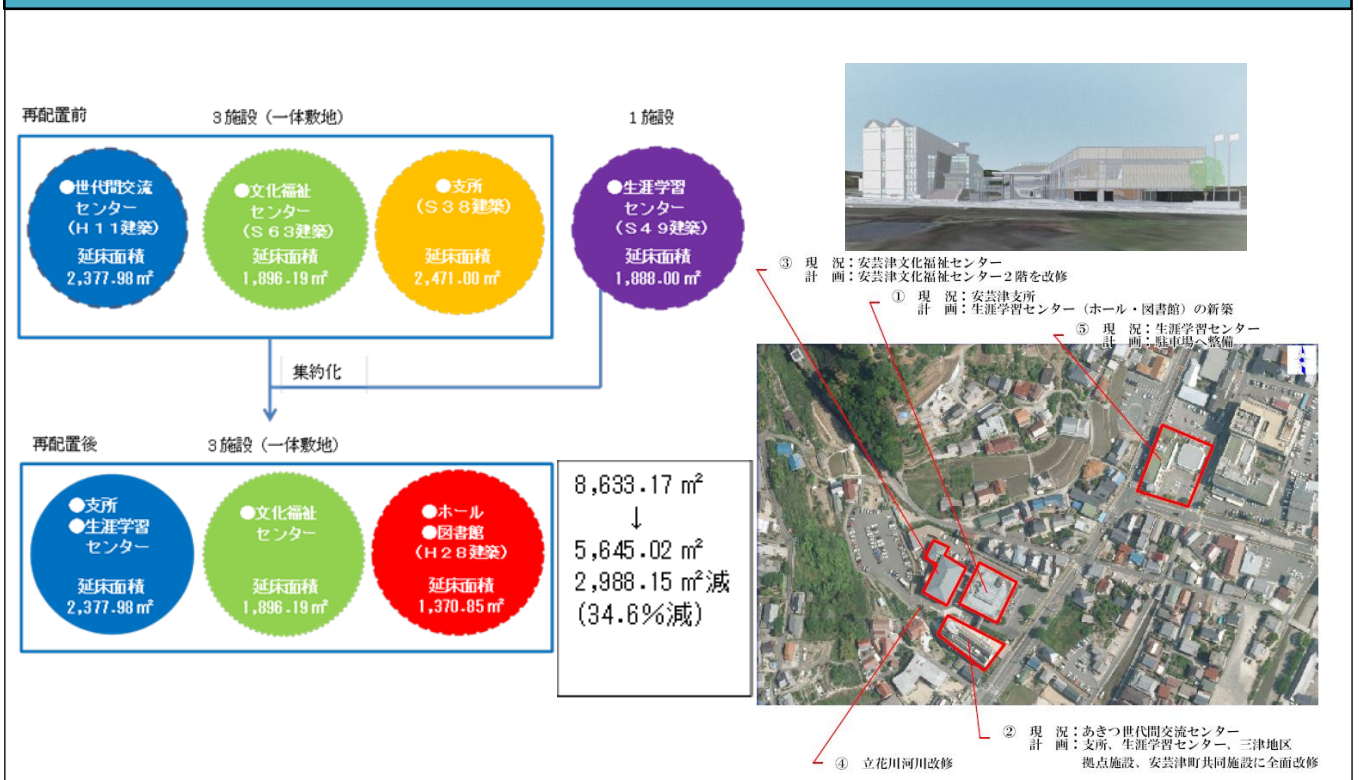
公共施設におけるインフラを含めた更新費用の問題、維持管理を含めたライフサイクルコスト、老朽化や耐震性の問題などを踏まえると、全ての公共施設を維持することはできません。また、適切な維持管理が行われないうまま使用を続けると、最悪の場合には崩壊等により重大な事故が発生する恐れがあります。

その一方で、本市の場合、都市計画道路や下水道等の都市の骨格となる施設の整備が十分でないことに加え、地域経済の活性化や活力の創出につながる施設、雨水排水対策や急傾斜地等の安全・安心にかかわる事業等も必要であり、新たな公共投資や施設の整備を全て取りやめることはできません。

こうした中、公共施設の適正配置を検討していくに当たっては、人口構成や住民ニーズの変化等を踏まえ、新たな整備、統廃合、更新、複合化、維持管理等、全体的な視点から公共施設のマネジメントを行いつつ、可能な限り早い段階から選択と集中により大規模修繕や建替えの必要な施設を減らしていくべきであると考えられます。

また、本市は平成17年2月に1市5町で合併したことから、それまで行政機能の中心であった現在の支所等に未利用の空間が生じているほか、機能が重複する施設や設置基準が異なる施設が存在しています。そのため、こうした施設の機能をできるだけ維持しつつ、地域の活性化や税負担の公平性の確保など、様々な観点から検討を行い、施設の複合化や譲渡、転用、減築等の取組みを進めていくことが必要です。

安芸津拠点施設整備事業（平成25年度～平成27年度）



4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 適正配置の推進

将来の人口や年齢構成の変化等に伴い生じる公共施設に対する需要や市民ニーズの変化に対応するために、量と質の両方から公共施設のマネジメントを行い、適正配置に取り組みます。

量の面では、第3章に示す施設グループごとのサービス水準等に従い、集約及び複合化が可能な施設やスペースに余裕がある施設については、建物における健全性の評価を踏まえ、処分、譲渡、減築等により施設数及び総床面積の削減を図ります。具体的な公共施設（建築物）の目標としては、平成22年度の調査時における総床面積の57.1万㎡から、平成32年の時点で10%、平成42年の時点で20%の削減を目指します。

また、質の面では、全体としてサービスの向上が図られるよう取組みを推進することとし、適切に維持管理を行うことで、施設の長寿命化及び建替えが効率的なものとなるよう健全な状態を保つとともに、省エネの推進等、運営費用の削減や収入の増加を図ることで施設の再編に係る財源の確保を目指します。

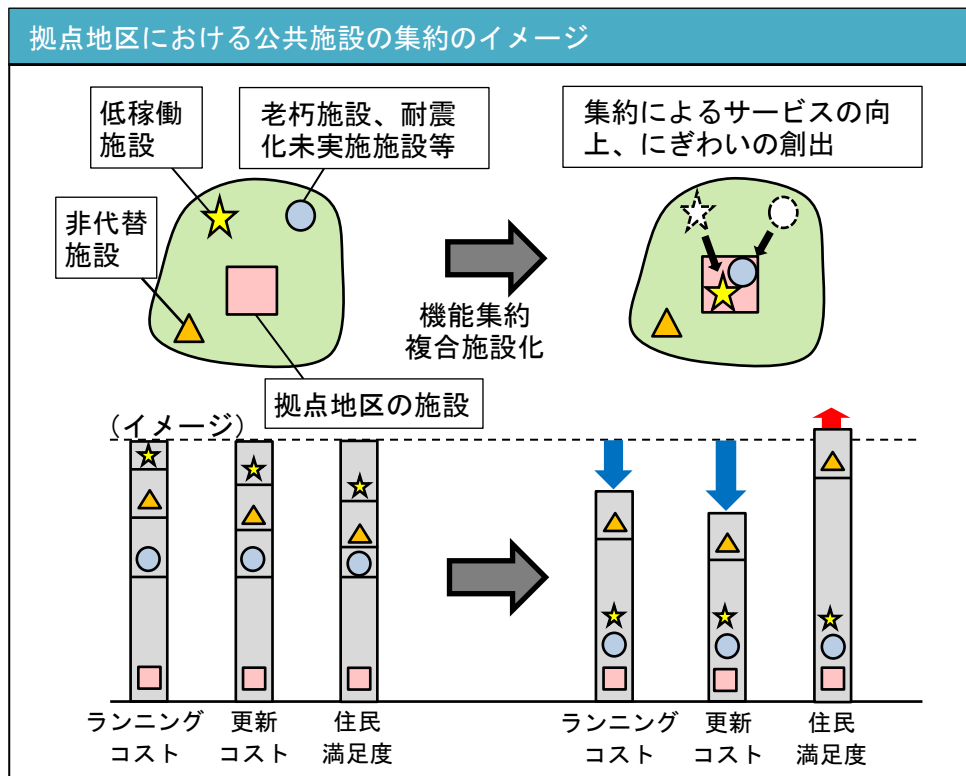
(2) 将来的なまちづくりの視点からの検討

本市の人口は、我が国全体で進む少子高齢化の影響を受け、長期的には徐々に減少していくものと考えられます。

こうした中で、本市が引き続き都市としての成長を目指していくためには、市街地の無秩序な拡散を抑え、都市機能が集約されたコンパクトシティの形成に取り組むとともに、公共施設が提供するサービスについても機能の集約を図り、質の向上を図っていく必要があります。

そのため、各地域の拠点地区に、施設の複合化を含めて公共サービスの集約を図るとともに、各地区に全ての機能を備えるフルセット型の施設配置を目指すのではなく、公共交通の充実等のソフト的な施策による補完も含め、地域間連携により機能を補い合うことで必要なサービスを提供できるよう取り組みます。

また、不要な投資や機能の重複を抑え、公共施設が提供するサービスの平等性を担保するために、公共施設の配置については原則として地理的な設置基準を設定し、施設によっては標準的な規模等の検討を行います。



| 公共施設のサービス水準と設置規模の考え方 | | | | | |
|----------------------|---------|-------|---|---|--------|
| 設置範囲 | 代表的な施設 | イメージ | | | 規模 |
| 全市、広域都市圏 | 本庁、運動公園 | 全市・広域 | | | 大 |
| 町 | 支所、出張所 | 町 | 町 | | ↑ ↓ |
| 自治協設立範囲 | 地域センター | 自 | 自 | 自 | |
| 地域コミュニティ | 集会所 | 地 | 地 | 地 | |
| | | 地 | 地 | 地 | |
| | | | | | 小 |

※設置範囲が広がるほど、施設の数はいくつか減り、対象となる市民の数が増えるため、基本的に施設の規模は大きくなる。

(3) 公共サービス保全の優先度

全ての既存の公共施設を市が継続して保有していくことは難しい、ということが公共施設の適正配置に取り組む前提であり、総床面積の削減目標を達成するためには、どの公共サービスを優先的に保全していくのか、あらかじめ考え方や方向性を整理しておく必要があります。

そのため、法的に必要な施設（庁舎等）のほか、交通ネットワークを維持するためのインフラ関連施設、上下水道の維持や廃棄物等の処理に係る施設、消防及び救急等の災害及び緊急時の対応施設、他に代替場所のない避難施設（広域避難場所）等、安全・安心にかかわる施設や、市民生活に欠くことのできない施設については耐震性の確保を含め優先的に保全を図ることとします。

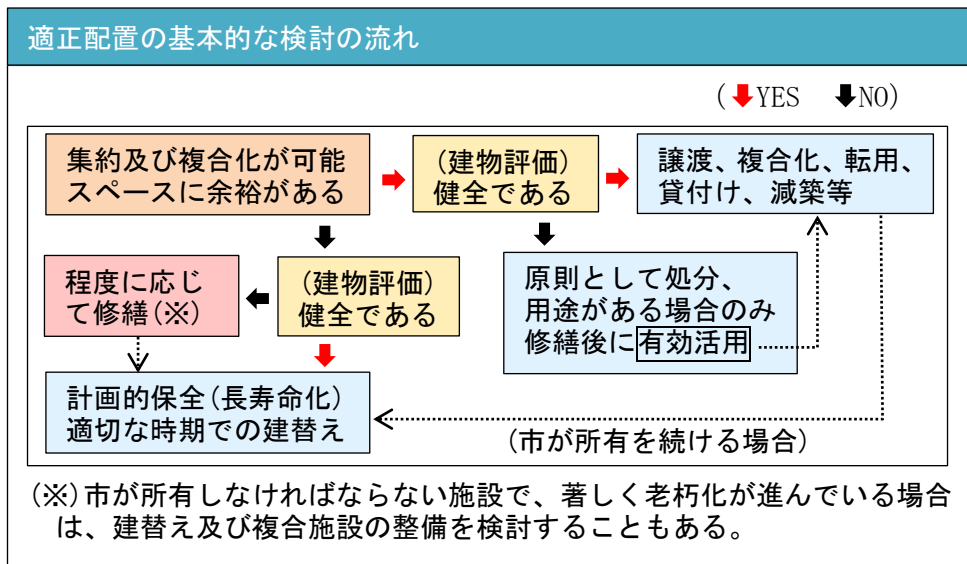
(4) 適正配置の手法

平成 25 年度に策定した基本方針に基づき、基本方針に掲げる 3 原則（①原則として新たな公共施設は整備しない、②施設の更新（建替え）は原則として複合施設とする、③施設の総数及び総床面積を縮減する）を前提に、ファシリティマネジメントの手法を導入して公共施設の適正配置を推進し、施設全体の総量抑制を図りつつサービスの向上を目指します。

具体的には、本市が所有する公共施設のうち、必要に応じて将来的な住民ニーズを考慮し、機能面で集約及び複合化を図ることが可能な施設や、特定の用途が無い、又は用途があってもスペースに余裕がある施設について、建築物として健全であるかどうかの評価を行い、継続して使用することが可能な場合には、譲渡、複合化、転用、貸付け、減築等の検討を行います。また、現在有効に活用されておらず、健全性の観点から継続して使用することが難しい施設については、原則として処分することを検討し、他の用途として利用の可能性がある場合にのみ、当面の維持を図るための修繕を検討します。

建築物の全てが有効に利用されており、今後も継続して保有する施設については、長寿命化を図ることとし、程度に応じて計画的に修繕を行い、適切な時期での建替えについて検討を行います。

なお、長寿命化の検討を行うに当たり、これまでは不具合が生じてから修繕を行うという事後保全の方式で行ってきましたが、今後は不具合が生じる前に修繕を行う予防保全の手法へと移行を図ります。そのため、既に個別計画を策定している場合や独自の取組みがある場合を除き、適切な時期に劣化調査を行い、中長期的な整備計画を策定し、計画的に施設の維持修繕に取り組みます。ただし、この劣化調査については、費用面での負担が大きくなることが想定されることから、当面は優先度の高い施設を先行して実施し、簡易的な手法等の検討も含めモデル事業の実施を通じて対象を拡大させていくことを目指します。



(5) 圏域を超えた広域的な連携の検討

高度経済成長期に建設された公共施設の老朽化がもたらす問題は、本市だけのものではなく、国及び県や他の自治体にとっても共通であり、今後の社会経済情勢を考慮すると、より広域的な視点から公共施設の適正配置を検討していくことが必要です。

現在、本市においては上下水道、消防、廃棄物処理等において近隣の自治体と協力して事業を行っているところですが、今後は既存の施設の有効活用に加え、高度医療、大規模な運動施設、芸術・文化施設など、より広い分野でネットワークを形成し、必要な機能について検討を行うとともに、施設の相互利用、共同管理等について調整を行っていく必要があると考えられます。

(6) 民間活力の活用（PPP³／PFI⁴等）

今後、より厳しくなっていくと考えられる財政状況を踏まえ、公共施設に対する市民ニーズの多様化に対応していくためには、公共施設の整備及び施設が提供するサービスをより効率的かつ効果的なものとしていく必要があります。

本市においては、指定管理者制度を積極的に導入し、公共施設の維持管理及び運営に民間企業や各種地域団体の協力をいただいているところですが、これらに加え、公共施設の整備及び更新についても、民間の経営資源を積極的に活用していくことが必要です。

そのため、例えば、エスコ事業⁵の導入により光熱水費の削減を図りつつ老朽化した設備を更新することや、新たに施設の建設が必要となった場合にも、民営化やPFIによる施設整備、リースバック⁶方式の採用で初期投資を抑えるといった様々な手法の中から、最適なものを選択できるよう検討を行います。

(7) 市民協働の推進

公共施設の適正配置は、地域の将来的なまちづくりのあり方にも影響する問題であり、施設の削減を含め、公共施設が提供するサービスを全体としてより効果的かつ効率的なものとしていくためには、市民の皆様と問題意識を共有し、ともにこの問題の解決に取り組んでいくことが必要です。

そのため、施設の性格によっては、地域団体が維持管理や運営を行う対象施設の拡大も視野に入れるとともに、インターネットや出前講座の機会を活用して積極的に情報の共有を図

³ PPP・・・Public Private Partnership の略。行政部門と民間部門のパートナーシップ(協働)により、限られた資源の有効活用を図り、公共サービスの質的向上や社会的便益の向上の実現を目指すもの。

⁴ PFI・・・Private Finance Initiative の略。PPPで位置づけられる事業方式の中で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る事業手法。

⁵ エスコ事業(ESCO 事業)・・・Energy Service Company の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る事業の手法。

⁶ リースバック・・・民間が施設を建設し、賃貸借契約を締結して公共団体がリース料及び維持管理料を支払い、一定期間の経過後に建築物を無償で譲り受けること。

り、計画策定から実施に至る段階や、説明会等の様々な場面で意見を述べる機会を提供しながら取組みを進めます。

5 計画のフォローアップの実施方針

公共施設の適正配置を着実に推進するためには、公共施設の状況を正確に把握するとともに、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったPDCAサイクル⁷が機能することが必要です。

そのため、公共施設の維持管理、修繕、更新等の履歴に係る情報を集積し、計画の見直しに反映するとともに、計画期間に掲げているように、見直しを行う時期をあらかじめ定め、公共施設利活用推進検討委員会で進行状況を管理しながら取組みを進めます。

⁷ PDCA サイクル・・・計画の立案(Plan)、実施(Do)、結果の評価(Check)、改善(Action)という4つの段階を繰り返すことにより、継続的に事業を改善する手法。